

政令第二百九十八号

大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十一号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行期日は、平成三十年四月一日（水銀に関する水俣条約が日本国について効力を生ずる日が平成三十年四月一日後となる場合には、当該条約が日本国について効力を生ずる日）とする。

理由

大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。